

令和8年度（2026年度）名護市定期予防接種実施計画

実施方法については、予防接種法、予防接種施行令、予防接種法施行規則及び予防接種実施要領に則り実施する。

個別接種（成人・高齢者）

実施期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

※インフルエンザ予防接種及び新型コロナ予防接種は令和8年10月1日～令和9年2月28日予定

実施場所：名護市予防接種受託医療機関

予防接種名	使用ワクチン	対象者	回数・用量・方法	自己負担額
高齢者肺炎球菌 予防接種	沈降20価肺炎球菌結 合型ワクチン	65歳の者（65歳の誕生日から66歳の誕生日前日まで）、及び60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能もしくはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。 <b>（過去に同じワクチンの接種を受けたことがある場合、定期予防接種の対象になりません。）</b>	1回 0.5mℓ 筋肉内	自己負担なし
帯状疱疹予防接種	乾燥弱毒生水痘 ワクチン 「ビケン」	年度内に65歳を迎える方、及び60～64歳でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる方。 ※令和8年度に限り令和7年度中に接種できなかった方についても対象となっております。（特定防衛施設周辺整備調整交付金による助成） 対象者：令和7年4月1日～令和8年3月31日までに間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、又は100歳。 令和7年3月31日において100歳以上の者。	1回 0.5mℓ 皮下	2,000円
	組換えワクチン （GSK社） シングリックス	※令和8年度に限り令和7年度中に接種できなかった方についても対象となっております。（特定防衛施設周辺整備調整交付金による助成） 対象者：令和7年4月1日～令和8年3月31日までに間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、又は100歳。 令和7年3月31日において100歳以上の者。	2回 0.5mℓ 筋肉内 2か月以上の間隔をおく ※医師が早期接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。	1回あたり 5,000円
インフルエンザ 予防接種	インフルエンザ HAワクチン	満65歳以上の方（接種日当日）及び60歳～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能もしくはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。	1回／年 0.5mℓ 皮下	1,000円 （予定）
	高用量インフルエン ザHAワクチン	75歳以上の者はいずれかを選んで接種が可能。	1回／年 0.7mℓ 筋肉内	未定
新型コロナ感染症 予防接種	新型コロナワクチン	満65歳以上の方（接種日当日）及び60歳～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能もしくはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。	1回／年 ワクチン未定	1,000円 （予定）

※高齢者肺炎球菌予防接種は一部対象者を除き誕生日の翌月初旬に対象者へ通知が届くよう予診票を郵送。帯状疱疹予防接種は、6月上旬に対象者へ予診票を郵送。インフルエンザ予防接種及び新型コロナ予防接種は10月開始までに予診票の郵送を予定しています。

予防接種名	使用ワクチン	対象者	回数・用量・方法	自己負担額
風しん第5期	MR	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までに生まれた男性で、令和7年3月31日までに抗体検査を受け、結果十分な量の風しんの抗体が認められない者及び、令和6年度にMRワクチンの供給不足により予防接種が受けられなかった者	1回 0.5mℓ 皮下	自己負担なし

※予防接種延長期間は令和9年3月31日までとなっております。通知等は特に行う予定はありません。

予防接種名	使用ワクチン	対象者	回数・用量・方法	自己負担額
R Sウイルス 母子免疫ワクチン	組換えRS ウイルスワクチン	妊娠28週から37週に至るまでの間にある者（28週0日～36週6日までの者）	1回 0.5mℓ 筋肉内注射	自己負担なし

※母子手帳発行時に予診票の交付。4月以前に母子手帳交付された方は、医療機関に予診票を配布してありますが、希望者（他市町村等で接種する場合等）は健康増進課にて発行可能です。

個別接種（小児）

実施期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

実施場所：名護市予防接種受託医療機関

予防接種名	使用ワクチン	対象者	標準的な接種期間	回数	標準的な接種間隔	医師の判断で短縮する場合	
ヒトパピロー マウイルス 感染症 予防接種	（組換え沈降9価 ヒトパピローマウ イルス様粒子子 ワクチン）	12歳となる日の属 する年度の初日か ら16歳となる日の 属する年度の末日 までの間にある女 子	13歳となる日の属 する年度の初日か ら当該年齢の末日 までの間	1回目の接 種を15歳 になる前 に受ける 場合	2回	6か月の間隔をおいて2回目を 接種する	1回目と2回目の間隔を5か月おく （5か月未満である場合は3回目の 接種が必要となる）
	シルガード9 （9価）			1回目の接 種を15歳 になっ てから受 ける場 合	3回	2か月の間隔を置いて2回目を 行った後、1回目接種から6か 月の間隔を置いて3回目を行 う。（2回目からは4か月の間 隔）	2回目は1回目から1か月以上、3 回目は2回目から3か月以上置いて 接種する。

※定期接種対象者のうち標準的な接種年齢である中学1年生の女子に4月下旬に予診票を郵送しております。

対象疾病	使用ワクチン	対象者	回数・用量・方法	接種間隔	標準的な接種期間
日本脳炎	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン	生後6か月～7歳6か月になる前日まで	1期初回2回 3歳以上 0.5mℓ 3歳未満 0.25mℓ 皮下	6日以上	3歳～4歳
			1期追加1回 3歳以上 0.5mℓ 3歳未満 0.25mℓ 皮下		
		9歳～13歳の誕生日の前日まで	2期1回 0.5mℓ 皮下		9歳誕生日頃

※日本脳炎特例：平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ20歳の誕生日の前日にある者で、平成17～21年度の間定期接種の機会を逃した方の不足分。

対象疾病	使用ワクチン	対象者	回数・用量・方法	接種間隔	標準的な接種期間
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン	1歳の誕生日前日まで ※HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象から除く。	初回2回 0.25ml 皮下	27日以上	生後2月に至った時から生後9月になる前日まで
			追加1回 0.25ml 皮下	第1回目の注射から139日以上	
Hib感染症	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	①接種開始日が生後2か月～6か月	初回3回 0.5ml・皮下	1歳誕生日の前日までの間に27日以上（医師が必要と認める場合は20日以上）	生後2月から生後7月になる前日まで
		②接種開始日が生後7か月～1歳の誕生日前日まで	初回2回 0.5ml 皮下		
		開始日が①又は②	追加1回 0.5ml 皮下	初回接種終了後7月以上 1歳誕生日の前日までに3回（接種開始が②の場合は2回）の初回接種を完了せずに1歳誕生日以降に追加接種を行う場合、初回接種終了後27日（医師が認める場合は20日）以上の間隔をおいて1回実施する。	初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく
		接種開始が1歳～5歳の誕生日前日まで	1回 0.5ml 皮下		
小児の肺炎球菌感染症	沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン 又は 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン	①接種開始日が生後2か月～6か月 ただし、生後12月を超えて初回2回目を行った場合は、3回目の接種は行わない。	初回3回 0.5ml 皮下又は筋肉内	生後2か月～1歳の誕生日前日までに初回1、2回目を接種 ただし、1歳の誕生日を越えて初回2回目を行った場合は、3回目の接種は行わない	初回接種開始は生後2月から生後7月になる前日まで
		②接種開始日が生後7か月～1歳の誕生日前日まで	初回2回 0.5ml 皮下又は筋肉内	2歳の誕生日前日までの間に27日以上の間隔をおく ただし、初回2回目の接種は2歳誕生日の前日までにに行い、それを越えた場合は行わない	
		接種開始日が①又は②	追加1回 0.5ml 皮下又は筋肉内	初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、1歳の誕生日以降において1回	1歳の誕生日から1歳3か月の間
		接種開始が1歳	2回 0.5ml 皮下又は筋肉内	60日以上の間隔をおく	
		接種開始が2～5歳の誕生日前日まで	1回 0.5ml 皮下又は筋肉内		
ジフテリア百日せき破傷風急性灰白髄炎（ポリオ）Hib感染症	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン（DPT-IPV-Hib）	第1期 生後2か月から7歳6か月になる前日まで	3回 各0.5ml 皮下又は筋肉内	20日以上の間隔をおいて	生後2月に達した時から生後7月になる前日まで
			追加1回 0.5ml 皮下又は筋肉内	第1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおいて	初回接種終了後から6か月～1年6か月の間隔をおく

※4種混合ワクチン販売中止のため第1期（3回+追加1回）が完了していない場合は残りの回数を5種混合ワクチン又は3種混合、不活化ポリオで接種する。

ジフテリア破傷風	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）	第2期 11歳以上13歳未満の者	1回 0.1ml 皮下		小学校6年生
結核	BCGワクチン	1歳誕生日前日まで	1回 所定量 経皮		生後5か月～8か月に達するまで
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン	1歳～3歳の誕生日前日まで	2回 0.5ml 皮下	3か月以上	1歳～1歳3か月までに1回、接種後6～12か月の間隔をおいて2回目を行う
麻しん風しん	乾燥弱毒生麻しん風しん混合（MR）ワクチン 又は 乾燥弱毒生麻しん（M）ワクチン 又は 乾燥弱毒生風しん（R）ワクチン	1歳～2歳の誕生日前日まで	1期 1回 0.5ml 皮下		1歳誕生日と同時に望ましい
		令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ	2期 1回 0.5ml 皮下		令和9年3月31日まで
麻しん風しん特例接種	乾燥弱毒生麻しん風しん混合（MR）ワクチン	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ ※MRワクチンの供給不足により接種ができなかった方	1期 1回 0.5ml 皮下		令和9年3月31日まで
		平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれ ※MRワクチンの供給不足により接種ができなかった方	2期 1回 0.5ml 皮下		令和9年3月31日まで

※標準的な接種年齢になる月の上旬に届くよう、対象者へ直接通知を郵送します。

※上記の内容は名護市ホームページ他、名護市健康づくりカレンダー等媒体を利用して情報提供を行います。